

## 第4章 マレーシアのイスラーム政治文化の背景と9・11の影響

中田 考

本稿は第一部において、9・11事件がマレーシアのイスラーム運動に与えた影響についての概観と、イスラーム運動の「過激化」を抑えるために日本が果たしうる役割についての政策提言を行い、第二部においては、PAS(全マレーシア・イスラーム党)の「ハーディー教書」の問題に焦点を当ててマレーシアのイスラーム政治文化について詳述する。

### 第1部

9・11事件に対しては、UMNO(統一マレーシア国民組織)とPASは「テロ」自体は非難するもののアメリカの対アフガン戦争には反対する、という基本線においては一致した対応を示した。しかしPASはアフガン・ターリバーン政権の攻撃者へのジハードを宣言するなど、より先鋭な反米姿勢をとった。

9月29日にはマハティール首相がイスラーム国家宣言をめぐって、PASが「イスラーム国家の憲法によるイスラーム国家」の明文化を求め、与党UMNOと野党PASの間でイスラーム国家論争が展開され、その過程で、マレーシアのイスラーム国家化に拒否反応を示した華人政党DAP(民主行動党)は野党連合「アルタナティブ戦線」を離脱する。

マハティール政権は9・11以前の8月の時点で、ISA(国内治安法)により、国会議員暗殺事件や軍兵器庫襲撃事件に関与したとの容疑により、「KMM(マレーシア戦闘集団)」のメンバー十数人(PAS最高指導者ニッ・アズィズの3男ニッ・アドリが首謀者とされる)を逮捕していたが、9・11以降は、ISAによるKMM弾圧をアメリカによる「対テロ戦争」によって正当化し、更にPASをKMM、「アル・カーイダ」になぞらえる広報戦略を取った。

2002年3月には、この広報戦略の一環として、約20年前の「ハーディー教書」とムマリ事件のビデオ映像が公開された。「ハーディー教書」とはUMNOとの戦いをジハード、それによる戦死者を殉教者と規定するハーディー・アワンPAS副党首の言葉を纏めたPASのパンフレットであり、ムマリ事件とは1985年にムマリでPAS党员であったイブラーヒーム・リビヤとその支持者たちが治安当局によって襲撃殺害された事件であり、PASはイブラーヒーム・リビヤを殉教者と認定した(後述)。UMNOはイブラーヒーム・リビヤの支持者たちがナタを振って示威活動をする姿、当局に殺された者を殉教者とする「ハーディー教書」の映像を流すことによって、アル・カーイダと重ね合わせてPASがテロリストであるとのイメージ操作を行ったのである。

アル・カーイダとの関係については、シンガポールで摘発されたジャマー・イスラミーのメン

バーにマレーシア人が含まれており、KMMとの関与の容疑が報じられている。

しかし既述の通りISAによるKMMの逮捕は9・11以前から行われていたものであり、後述の通りマスコミの反PASキャンペーンも通例通りとも言え、総論としてみた場合、マレーシア政府は一貫して、マレーシアがアル・カーイダの拠点になっていた、とのアメリカの主張を根拠のないでっちあげだとして強く否定しており、9・11事件によってマレーシア政府の反政府イスラーム運動政策が大きく変化した兆しは存在しない。

むしろ、マハティールのイスラーム国家発言に見られるように、9・11は従来の反米感情の加速に伴いマレー系国民の間でのマレーシア国家のイスラーム的正当性をより強化する方向に作用したように見える。筆者がインタビューを行ったトレンガヌ選出PAS国会議員サイド・アズマンは、DAPのアルタナティブ戦線離脱についてのコメントの中で、今後、PASは華人と連帯しUMNO政権を打倒する戦略から、クダ州で州政権獲得してバーゲニング・パワーを手にした上でUMNOとマレー系大連立政権を組むことを目指す、とのPASの戦略転換を示唆している。表面的なUMNOとPASの政争の裏で、マレー系国民の一層のイスラーム化による両党のイデオロギー的収斂、連立への模索の動きの胎動を見るべきかもしれない。

またサイド・アズマンは、PASのウラマーの指導に対するコメントの中で、実際には現在はPAS中央執行部の過半数は西欧的世俗教育を受けた「俗人」であり、アルタナティブ戦線の首相候補はウラマー出身のPAS最高指導者のニウ・アズィズではなく世俗知識人のアンワル・イブラヒームだった(サイド・アズマン自体、イギリスの大学で政治学で博士号を得た世俗知識人である)と述べ、PASの若い世代のウラマー離れを感じさせた。現在マレー系国民の若年層はUMNO離れ、PASに吸収されているが(マレーシアの大学の学生自治会は大半をPASが掌握している)、若年層におけるPASとUMNOのイデオロギー、世界観レベルでの差は決して小さくなく、両党の連立は決して不可能ではないと思われる。

PASはアメリカによるアフガン空爆に対してジハード宣言を発したが、現実にはアフガンに義勇兵を送ってもおらず、ましてや対米武力行使は行っていない。実は、PASは結党以来、ジハードを唱えているが、50年の歴史の中で現実に武装闘争を行ったことは一度もない。それは後述の通り、PASの闘争論が、伝統イスラーム学に裏打ちされた法学的に厳密な議論であり、安易な適用を許さないものであるからであり、その暴走を押さえているのがウラマーによる指導体制である。

ダールルアルカム(後述)が解散させられ、アンワル・イブラヒームの失脚以降ABIMが影響力を失った現在、PASはマレーシアにおいてはダクワ運動と総称されるイスラーム運動の唯一の結集の場になっているが、PASの政治活動の自由が許され、ウラマーの指導が徹底している限り、マレーシアのイスラーム運動が大きく「過激化」し、現実の武装闘争によるテロ活動が主流化することは考えられない。

しかし、約1万人のマレーシア留学生在が中東でイスラーム学を学んでおり、イエメンで2002年2月に12人、3月に5人のマレーシア人がテロ容疑で逮捕(1週間で釈放)された事件からも、海外における留学生の「過激化」の可能性は否定できない。マレーシア政府は、帰国イスラーム教師の再教育プログラムを行い始めていたが、新たに海外留学に制限を設けるなどの措置を取っている。しかしマレーシア国民大学マレー世界文化研究所所長シャムスル教授によると、現実には、留学生を送り出し、また帰国イスラーム学教師を採用する私立のポンドク(イスラーム寄宿学校)、マドラサ(イスラーム学校)は野放し状態であり、帰国留学生の思想・政治活動の実態は全く把握できておらず、マレーシアのイスラーム運動の「過激化」を押さえるためには、まずこうした私立のポンドク、マドラサの教育活動、留学生の追跡調査などのモニタリングが不可欠である。この分野では日本の教育援助による貢献が期待できよう。

但し、日本の援助は顔が見えにくい、との欠陥があるため、マレーシアのイスラーム主義者の反日化を抑えるため、日本のイメージを改善するためには、援助の対象として、たとえばMARCYのようなマスメディアを使った広報活動にも力を入れているイスラーム系NGO団体を選び、日本の援助をイスラーム主義者の間にも広く知らしめる配慮が必要であろう。

また東南アジアのイスラーム・ネットワークについては、シンガポールで摘発されたジャマア・イスラミヤの指導者アブー・バクル・バアシルが、スハルト時代イスラーム主義者に対する弾圧を逃れてマレーシアで活動しており、またフィリピンのMNLF、MILFもマレーシアの支援を受けていた(MNLFのミスアリは昨年、マレーシアに逃亡していたがフィリピンに送還された)。また著者が2月18日に南スラヴェシ州マカッサルでインタビューを行った南スラヴェシ州シャリ・ア施行準備委員会事務局長アグス・ドゥイカルナは3月13日にマニラで爆弾の材料を持ち込んだ容疑で逮捕された。

特に東南アジアのイスラーム・ネットワークの把握のためには、マレーシアのPASやインドネシアの正義党、フィリピンのMILF(モロ・イスラーム解放戦線)などの指導者を日本に招聘して、東南アジアのイスラーム政治勢力の思想と実態を討議するクローズドセッションのワークショップを開くことも有効と思われる。

## 第2部

### 1. マレー世界のイスラーム運動の言論状況

先ず現在のイスラーム世界の多くの国々では、イスラームは厳しい統制下にあることを指摘せねばならない。イスラーム政党の結成の自由を例に取れば、中東でイスラーム政党の結成が認められている国は、イランとスーダンのみである。また政治結社の設立も厳しい制限を受けており、アラブ世界最大のイスラーム主義団体「ムスリム同胞団」は本国のエジプトでは非合法組織として政府の弾圧を受けており、他の国でも活動には制限がある。また新聞・テレビなどのマス・メデ

ィアは勿論、一般の定期刊行物、書籍についても、イスラーム主義政治団体の出版物の多くが発禁処置となっている。

こうした中東の事情と比較すると、マレーシアとインドネシアにおけるイスラーム政治の自由度は瞠目に値する。

イスラーム政党に関しては、マレーシアにおいては結党以来50年の歴史を有するPASが存在し、インドネシアもスハルト政権崩壊後、多数のイスラーム政党が乱立している。インドネシアでは、イスラーム世界全域で非合法組織として厳しく取り締まられている「解放党(通称:イスラーム解放党)」さえも合法化されており、2000年には党綱領のマレー語訳が公刊され(Penerjama:Abu Afif, Nur Khalish, Mengenal Hizbut Tahrir - Partai Politik Islam Ideologis, Pustaka Tarikqul Izzah, Jakarta, 2000)一般書店で販売されていた。

またアラブ世界では禁書となっているエジプトのイスラーム集団の指導者ウマル・アブド・アル=ラフマーン(1993年のニューヨーク貿易センタービル爆破事件教唆容疑でアメリカで終身刑となり服役中)の『為政者の範疇とそれぞれの規定』のマレー語訳はマレーシアで出版されており(Syaikh Dr Umar Abudurrahman, Penerjama:M.Bukhori Burhanuddin, Jenis-Jenis Pemerintah dan Status Hukumnya Menurut Islam, Pustaka Syuhada, Kuala Lumpur, 1998)、これも一般書店で売られていた。

またウサーマ・ビン・ラーデンに好意的な伝記も、アラブ諸国の書店では決して見ることはできなかったが、マレーシア(Syeiku At-Tafsir Ali Al-Lahori, Abu Lubabah Shah Mansur, penterjemah:Abu Barzah al-Jitrawy, Islam dan Senjata & Secebis Perihal Kehidupan Usamah Bin Laden, Pustaka Reka, Kelantan, 1999.)、インドネシア(Ed.Ahmad Dumyathi Bashori, Osama bin Laden Melawan Amerika, Mizan Media Utama, Bandung, 2000)では9・11事件以前から、彼の写真の入った表紙の本が公刊され、一般書店で平積みになって売られていたのである。マレーシアがなにゆえ9・11事件において強い反米姿勢を取り、またそれが広く世界に報道されたかは、こうした政治文化的背景を把握することによって始めて理解できるのである。

## 2. マハティールの反米姿勢

9・11に関しては、外交的には、マレーシアではマハティール首相が、テロには反対しながらもアメリカのアフガン空爆には、APECの首脳会議の席上で「我が国ではPASやUMNOだけでなく華人やインド系の国民も空爆に反対している」としてブッシュに反対を明言した。ここまではっきりとアメリカの空爆に反対した国はイラクやイランを除けば、ムスリム諸国内でもインドネシアしかなく極めて異例であった。しかしこれはアメリカに対しても是々非々の態度を貫いてきたマハティール首相の従来からの姿勢を考え合わせると驚くには当たらない。

マハティールはクリントン大統領の人権外交に異を唱え、1990年にはアメリカを排除した東ア

ジア経済圏(EAEG、EAEC)構想を掲げ、1997年のアジア通貨危機においてはアメリカを批判し、アメリカの反対を押し切って固定相場制を導入した。その意味において、今回のアメリカ批判もマハティール首相の個人的キャラクターから十分予想できるものであった、と言えよう。

とはいえ、アメリカに対して反対の立場を明言できたのが、マハティールのキャラクターによっても、アフガン空爆への反対自体は、彼の個人的キャラクター以前にUMNOの性格によっている。なぜならUMNOはマレー人の政党であり、現行の憲法下ではイスラームはマレー語、マレー慣習と並ぶマレー性の不可分の3要素の一つであり、ムスリムの土地へのアメリカの空爆にUMNOが反対するのは当然であったからである。

UMNOはそもそもマレー民族主義に立脚する政党であり、PAS自体、UMNO内部のよりイスラームを強調する派閥が独立分派して生まれたのであり、イデオロギー的において根本的な差は存在しない。そしてマハティールもまた、UMNO内で民族融和を唱える初代ラーマン首相(在位～1970)に対立して頭角を表したUMNOの「ウルトラ」マレー民族派政治家であったのである。

### 3. PASのジハード宣言

アメリカの対アフガン侵攻に反対する論理において、UMNOとPASの間には根本的な差異はないが、レトリックのレベルでは両者の温度差は当初より明らかであった。PASは空爆開始以前から、「米国は、空爆すれば、自らがテロ国家になる」(9月24日)と警告しており、空爆が開始されると「米国は戦争犯罪人」(10月9日)、「米国はテロリストの温床」(10月8日)などと強い言葉でアメリカを非難した。

PASは10月10日にはナスルッディン幹事長が、「アフガニスタンでのイスラームの敵に対する闘争に参加したいPAS党員は、党の承認を得る必要は無い」、12日にはニウ・アズィズ最高指導者が「アフガニスタンでのムスリムの闘争を強く支持することはマレーシアのムスリムの義務である」と発言した。

このナスルッディン発言を政府系の主要メディアは「ジハード宣言」と報じた。ファジルPAS党首やナスルッディン幹事長らは、ジハードには広い意味があり、武力によるものではなく、人道支援や平和・正義への呼びかけを含むものであると説明したにもかかわらず、政府・与党は「ジハード宣言は人気取の手段に過ぎない」(マハティール首相、14日)、「PASのジハードは武器を取ること」(アブドル・ハミド・オスマン首相府宗教顧問、12日)、「PASのジハード宣言は国民統合を脅かす」(モハンマド・イサ・ヌグリスンピラン主席大臣、18日)とPASのジハードの危険性を煽る発言を繰り返した(注1)。

政府・与党によるPAS指導部の発言の歪曲、誹謗・中傷はマレーシアのメディアにおいては日常的に行われており、格段目新しいことはない。次章以下では、マレーシアのイスラーム状況を概観した後、「ハーディー教書」問題を取り上げ、PASの言説の「読み方」と、政府・与党によ

るその意図的曲解・誹謗・中傷キャンペーンの構造を解明し、また同時にPASの「ジハード宣言」の現代国際イスラーム運動の文脈における意味と、特殊マレーシア的歴史背景を明らかにする。

#### 4. ダウワ運動とイスラーム化

マレーシアは独立の当初より、イスラームを国教とするマレー国家であったが、イスラーム化が進展したのは1970年代と言われる。そのきっかけは1969年の人種暴動であった。1969年総選挙直後の5月13日、華人とマレー人の衝突により196人の死者を出したいわゆる5月13日事件が発生する。この事件の後非常事態令が宣言され、議会は解散され国家運営評議会が実権を握り、7月30日には市民権、国語としてのマレー語、マレー人の特権、スルタンの地位などについての公的な議論を禁ずる緊急条例を公布し、8月31日には(1)神への信仰、(2)国王、国家への忠誠、(3)憲法の遵守、(4)法による統治と基本的人権の尊重、(5)良識ある行動と徳性、の国家5原則を発表した。

マレーシアでは1969年の人種暴動、所謂「5月13日事件」を機にダウワ(宣教)運動と総称されるイスラーム覚醒運動が発生する。

ダウワ運動は様々な運動、組織の総称であるが、その代表的なものとしては、(a)マレーシア・イスラーム青年運動(ABIM: Angkatan Belia Islam Malaysia)、(b)ダールルアルカム(Darul Arqam)、(c)イスラーム代表評議会(IRC: Islamic Representative Council)[1991年にマレーシア改革協会(JIM: Jamaah Islah Malaysia)に改編]、(d)マレーシア・イスラーム福祉協会(Perkim: Perubuhan Kebajikan Islam Malaysia)、(e)マレー武術諸流派(silat)、(f)伝道協会(Jam'at-i Tabligh)、(g)イスラーム共和国(Islamic Republic)等がある。

1969年8月、マラヤ大学での民族ムスリム学生協会によるABIMの創設がダウワ運動の端緒とみなされている。ABIMは71年には公式に登録され、「イスラームの原則に基づく社会の建設」をモットーに70年代半ばに勢力を伸ばしたが、同時に70年代にダウワ運動は上記のように多様に分化する。

シャムスル.A.Bは80年代をダウワ運動の「本流化」の時代と名付ける。

ダウワ運動の「本流化」は、1981年の国内的にマレーシアのイスラーム化、対外的にイスラーム諸国との連帯の政策を取ったマハティール首相の登場により推進された。

76/7年頃迄はムスリム学生国民協会は文科系の学生によって支配されていたが、この時期を境に、74年にイギリスで中東と南アジアのイスラーム主義グループの影響を受けて設立されたIRCが、マレーシアの大学で新たに理系の学生を中心としたより宗教的にピューリタンのダウワ運動として勢力を伸ばし始めた。

82年のウラマーの指導の確立後、マレー民族主義色を薄め、より普遍的なイスラーム路線を取

るようになったPASとこの学生運動IRCとの結合を脅威とみなしたマハティール政権は、ダウワ運動と対決する道ではなく、より穏健なABIMを取り込むダウワ運動の「本流化」政策を選んだ。

マハティール政権はABIMの創立者アンワルを宗教省副大臣(後に農業大臣、教育大臣、財務大臣、副首相を歴任)に迎えた。アンワルはABIMにおける目標であったイスラーム医療センター、イスラーム大学の設立などをマハティール政権内で実現し、マハティール政権の「ABIM化」と呼ばれる事態を現出したのである。

このダウワ運動の「本流化」政策によって、シャムスルがマハティール政権に対して、ムハンマド・シュクリ・サレフがダウワ運動について、それぞれ「それ(マハティール政権)は、(ダウワ運動の)穏健な構成員を取り込むことで、過去十年間にわたって深刻な衝突を回避しつつ、急進的な運動を押さえ込んできた」、「最初、1970年代、80年代には、それ(ダウワ運動: Islamic Revivalism)は声高で批判的、対決的なアプローチを用いた急進的な運動として生まれたが、過去15年間、少なくとも1998年9月2日にアンワル・イブラヒム前副首相が解任されるまでは、より寛大で妥協的な運動に柔軟化していった」と述べている通り、少なくとも98年のアンワル・イブラヒムの解任事件までは、マハティール政権はダウワ運動の押さえ込みに成功したと評価されている。

ダウワ運動は1969年の「5月13日事件」を契機に発生したと言われるが、PASもまたこの事件への対応をめぐって民族派とイスラーム派の路線対立が顕在化し分裂を繰り返したが、最終的にイスラーム派が勝利しウラマーの指導体制が確立した。

PASはダウワ運動の一部ではなかったが、PASとダウワ運動の多くはクルアーンとスンナを憲法としたイスラーム国家の樹立という主目標を共有していた。そこで以下に個別の運動とPASとの関係を見ていこう。

上述のダウワ運動の中で学生を中心とするグループはマレーシア・イスラーム青年運動(ABIM)、イスラーム代表評議会(IRC)[後にマレーシア改革協会(JIM)と改称]、イスラーム共和国である。

PASと並ぶマハティール政権に対する「脅威」は、ダウワ運動の中ではABIMであった。

ABIMとPASにはかつてより一定の協力関係があった。ABIMの創立者アンワル・イブラヒムは「PASから選挙に立つと言われていた」が、入党交渉の際、PASが用意したポストに不満があったため、マハティール首相の切り崩しによって結局UMNOに取り込まれることになった。

ABIM第4代会長アフマド・アザム・アブドゥラフマンは「アンワルのUMNO加入は戦略問題であり、ABIMの穏健化を象徴しており」、「強い支持の手がアンワルに、そしてそれゆえに政府にも伸ばされねばならない」と述べ、ABIMが引続きアンワルを支持しており、マハティール政権支持はその結果であることを明らかにしていた。

それゆえアンワルの解任、同性愛容疑での逮捕後、ABIMの幹部4人が治安維持法によって逮

捕されると、ABIMのアフマド会長が「政権は彼らを逮捕するいかなる正当な根拠も有しておらず、このISAの濫用は基本的人権とイスラームの教えの人間の尊厳に反する、とABIMは考える」と非難した、とPASの機関紙『運動(Harakah)』は報じている。マハティール政権とABIMの蜜月の終わりである。

ISAによる逮捕はABIM幹部だけでなく、ABIMと競合していたJIMのサアアリ・スイギブ会長、マレーシア民族ムスリム学生協会(Malaysian National Muslim Students Associatin)会長までも含んでいた。

JIMの前身IRAはPASと類似したイスラーム主義的傾向を有していたが、改編後のJIMはむしろ改良主義的傾向を強めイスラーム国家樹立に急進的なPASとの距離は開いていた。

学生運動の中でPASに近かったのは、「PASと緊密な同盟を組んだ」イスラーム共和国によって支配されたマレーシア・イスラーム大学生連盟(PMIUM: PersatuanMahasisswiwa Islam Universitisi Malaya)であった。このマレーシア・イスラーム大学生連盟は以前はABIMの支配下にあったもので、イスラームとダウワ活動において最も影響力のある学生組織であった。「ダールルアルカム」は元PAS青年部に所属していたアシュアリー・ムハンマドが1968年に創設した運動であった。ダールルアルカムはアシュアリーがPASから脱退して創設した出自からして反PAS的性格を有したのみならず、PASと競合して「大衆に浸透し得る公衆志向の運動」と見做なされていた。そこでマハティール政権は、「うるさいイスラーム勢力の野党であるPASの力を減殺する効果を、彼らに期待して」「政治的志向の少なかった」ダールルアルカムを、「自党の票田として取り込もうとの意図」をもってUMNOの党員を加入させるなど、取込みを計り当初良好な関係を保っていたが、ダールルアルカムが政権に脅威となるほどの経済力を蓄えて、アシュアリーが政治的野心を示し始めたとの疑いが生じると、94年マハティール政権は一転ダールルアルカムを非合法化しアシュアリーらを逮捕した。

ダールルアルカムとPASのみが「大衆に浸透し得る公衆志向の運動」であったため、「ダールルアルカムが公的生活から姿を消すことを強いられたので、大衆は他に殆ど選択肢がなくなり、PASは期せずして戦略的に有利な地位に立つことになった」

またPASは、上記のダウワ運動に属さない独立のフリーランスのムフティー(教義回答者)、イマーム(礼拝導師)等、有名、無名の布教師たちに発言の場を提供し、こうした布教師たちに対するマレー大衆の支持をもPASに集めることに成功している。

このようにPASはダールルアルカムの非合法化による競合運動の消滅と、フリーランスの布教師たちとの提携により、大衆的支持を増す一方、学生運動に関しても「イスラーム共和国」の影響下のPMIUMのみならず、アンワル逮捕後はISA廃止要求運動においてABIM、JIMとも共闘体制を築くことに成功した。ISAによるアンワル・イブラヒムの解任/逮捕は、ABIMの活動家、JIM会長、マレーシア民族ムスリム学生協会会長の逮捕にまで及び、広範な学生の反政府運動を



引き起こしたが、これらの学生運動を糾合したものが、アンワルの妻ワン・アジザが1994年に創立した国民正義党であった。

PASは当初から機関紙『運動』紙上で、アンワル、学生運動の指導者たちの逮捕を不当逮捕、人権蹂躪と批判するキャンペーンをはっていたが、1999年選挙に備え国民正義党の結成により同党との選挙協力に発展する。

こうしてISAによる学生運動指導者の逮捕により、PASと国民正義党との協力を通じて、シユクルルが「政府の考えでは、学生を基盤とするダウワ運動とPASとの結合は政治的に危険である」と述べていた事態が実現することになり、その結果が1999年選挙におけるPASの大躍進であった。

選挙結果をマレー人(ムスリム)に限って見た場合、マレー人(ムスリム)が人口の90%以上を占めるトレンガヌ州(95.3%)、クランタン州(94.0%)ではトレンガヌ州においては国会定数8議席中8議席、州議会定数32議席中28議席、クランタン州では国会定数14議席中13議席、州議会定数43議席中41議席を獲得するという圧倒的勝利だったのである。

## 5. 「ハーディー教書」をめぐる報道

PASは1999年総選挙で国会でも8議席から27議席に大きく議席数を伸ばし、州選挙でも1990年以来州政権を保持するクランタン州に加え、新たに「マレーシアのクェイト」とも呼ばれる石油天然ガス資源の宝庫トレンガヌ州でも州政権を獲得した。

その後、PASは華人との関係改善に乗り出すなど、政権獲得に向けて意欲的な活動を繰り広げている。それに対して危機感を強めるUMNOは、マハティール首相がPASのファズィル・ヌール党首に対して党首会談を提案しマレー系政党の団結を呼びかける一方で、マス・メディアでのPASへの批判を強める硬軟織り混ぜた対応をとっていた。

マレーシアは中東のムスリム諸国に比べると相対的に政治的自由度が高いことは既に述べた。しかしマス・メディアは露骨に与党に偏向しており、マス・メディア上でのPASへの批判は日常化している。実は、「ハーディー教書」に関しては、昨春にも批判キャンペーンが繰り広げられていた。例えば3月27日付『ウトゥサン』1面には「ハーディーはもし「教書」が(国家)分裂の原因となるようなら(法廷に)召喚される可能性がある」、3面には「ハーディーは至急、悔い改め、「教書」を全面撤回することが求められる」、「宗教指導者はPASの『ハーディー教書』撤回を望む」、28日付1面には『「ハーディー教書」の撤回の忌避こそ、PASの(イスラームの教義からの)逸脱(menyeleweng)の証拠である」、4面には「UMNOトレンガヌ(支部)には『教書』がイスラームに反するとの証拠がある」といった記事を掲載している。3月27日付『ウトゥサン』1面の「PASは『ハーディー教書』を護持する」との見出し記事は、次のような内容である。

PAS党首ファズィル・ヌール氏は、20年来のPAS支持者たちによるUMNO党員の背教宣告の事態の端緒となったと言われる「ハーディー教書」を同党は撤回しない、と語った。

更に、ファズィルは、PAS副党首ハーディーによって述べられた教書のどの側面が、イスラーム的観点から違反していると言えるのか証明してみよ、とUMNOに挑戦している。

また彼は、国家ファトワー局が1986年にこの「教書」がイスラームの教えに背くと裁定した判断についても、関知するところでない、とうそぶいている。

「UMNOは(『ハーディー教書』の)いったいどこが間違っているのか証明しなくてはならない。間違いが見つかるのは、いつもUMNOの方ばかりである。

もしUMNOが(『ハーディー教書』の)間違いを証明できるものなら、事実を語り明らかにするためにハーディーを彼らは召喚できるだろう。」(本日の『ウトゥサン』紙に対するファズィル談話)

こうした記事を読む限りでは、この「教書」が20年前に発表されたもので、UMNO党員に対して背教宣告する(mengafirkan ahli UMNO)内容である、ことが察せられるのみであり、その正確な内容と意味を理解することはできない。

そこで次節では、この「教書」の作成者ハーディーの略歴と、「教書」のテキスト自体を紹介しよう。

## 6. ハーディーとその「教書」

ハーディー(通称。本名Abdulahdi bin Awang)は1947年11月20日、トレンガヌ州メラン区ルシラ村に、イスラーム教の教師の息子として生まれる。最初、父親について学んだ後、メランのアラビア語中学卒業後、州都クアラ・トレンガヌのスルタン・ザイヌルアービディーン・イスラーム高校に進学し、1968年に卒業の後、サウディアラビアのマディーナのイスラーム大学に留学し、同大卒業後エジプトにわたり、エジプトのアズハル大学シャリーア学部に進学し、1976年イスラーム政治学で修士号を取得する。

帰国後、1977年から79年までトレンガヌ・イスラーム基金に勤めながら、ABIM(マレーシア・イスラーム学生連盟)のトレンガヌ州議長に就任する。

政治に足を踏み入れるのは1964年で、69年までPASの書記を務め、帰国後1976年にはトレンガヌ州PAS青年部長、翌77年にはPAS中央委員に選出される。

1983年には党首に昇任したファズィル・モハンマド・ヌールの後を襲って党副党首に就任する。

トレンガヌ州では1982年総選挙以来、86年から90年にかけて州議会で議席を失った期間を除き、

国会と州議会の議席を保持し、1999年総選挙でのPASのトレンガヌ州選挙での勝利に伴い、トレンガヌ州首相に就任する。

またハーディーはイスラーム国際組織においても、パレスチナ問題解決のためのヨルダンのアンマンに本部を置く政党連合調整機関の委員を務めるほか、1990年にはイランのテヘランに本部を置く「イスラーム宗派(スンナ派シーア派)間近接化アカデミー(Majma‘ Taqrīb Madhhab Islam)」委員、94年にはトルコのイスタンブルに本部を置くイスラーム運動調整機関の委員にもなっている。

公務の傍ら、ルシラ村の自宅に隣接するモスク付イスラーム学校で講義、説教などの教育、宣教活動を今も続けている。

「ハーディー教書」のテキストは、マレーシアのイスラーム思想史を扱った唯一の研究であるDr.アブドゥル ラフマン ハジ アブドゥラー(マレーシア科学大学教官)著『マレーシアのイスラーム思想 - 歴史と潮流』に収録されている。アブドゥルはマレーシアのイスラーム思想潮流を(1)伝統主義、(2)近代主義、(3)改革主義、に大別し、PASを改革主義のヴァリエーションの一つ「急進的新改革主義」と位置づけ背教宣告問題を論じた同書第11章の中に「ハーディー教書」を収録している。それによると、後に「ハーディー教書」として知られるようになるこの演説は、1983年4月7日トレンガヌ州都クアラ・トレンガヌで行われたものである。以下がその訳文である。

同胞諸君

信じなさい。UMNOという名前の故に、我々はUMNOに反対しているわけではない。また我々は国民戦線という名前の故に国民戦線に反対しているわけでもない。

我々がそれに反対するのは、それ(UMNO、国民戦線)が植民地支配の憲法を温存し、不信仰の(kafir)体制を温存し、ジャーヒリーヤ(イスラーム以前の無明)を温存しているためなのである。

それゆえ我々は彼らに反対して戦っているのである。同胞たちよ、信じてなさい。我々の闘争はジハード、我々の言説はジハード、我々の寄付はジハードなのだ。

そして我々がこのグループの者たちに反対して戦い、そうして反対したが故に死ぬことになっても、そこでは我々の死は殉教者の死であり、また我々の死はイスラームの死なのである(注2)。

この「ハーディー教書」はPAS最高指導者ニウ・アズィズ師によっても追認され、PASの公式見解として公刊され、流布することになる(注3)。

## 7. イスラーム法における背教の規定

「背教を宣言する (mengafair)」の字義は「ある者を不信仰者 (kafir) と呼ぶ」ことであるが、ムスリムを対象に言われた場合は、背教者の烙印を押すことを意味する。

ハーディーはイスラーム学の最高権威であるマディーナのイスラーム大学とエジプトのアズハル大学でイスラーム法学を修めた法学者であり、彼の教書はイスラーム法の知識を前提としている。そこで本章では、マレーシアの公認法学派であるシャーフィイー派の標準的な法学綱要と注釈書によって、背教の規定の枠組を再確認しておこう。

背教はイスラーム法学においては、窃盗罪、強盗罪、姦通罪、誣告罪、飲酒罪、内乱罪と並ぶ刑事犯罪 (hudud) の一つである。アル＝ミスリー (769年没) の古典法学綱要『修道者の支え (Umdah al=Salik)』の「背教罪」の章は以下の通りである。

成人、正気で自発的にイスラームから背教した者は死刑に値する。但しカリフ (Imam) は (死刑執行前に) 犯人に悔悟を呼びかける義務がある。もしイスラームに戻れば赦免されるが、拒否すればその場で処刑される。(容疑者が) 自由人の場合は、彼の処刑はカリフかその代理人のみが行う。もしそれカリフかその代理以外の者が殺した場合には、その殺人者は懲罰を受けるが賠償金は課されない。もし奴隷であれば、その主人には彼の処刑する権限がある。背教とイスラームへの回帰を繰り返した者は、(その度にイスラームへの回帰が) 認められるが、懲罰を受ける (注4)。

具体的に何が背教と見なされるかについては、アル＝ナワウィー (676年没) の法学綱要『学生の道 (Minhaj al=Talibin)』及びその注釈『要求者の終点 (Nihayah al=Muhtaj)』に従って整理すると、(1) 不信仰の意図、(2) 不信仰の言葉、(3) 不信仰の行為に3分される。更に(2) 不信仰の言葉は、(a) 預言者を嘘付呼ばわりすることのような信条におけるもの、(2) その犯罪性にコンセンサスが成立している姦通等の犯罪を合法とすることのような法規に関するもの、に二分され、(3) 不信仰の行為は、(a) 偶像への跪拝のような多神崇拜、(b) クルアーンをゴミ捨て場に捨てるようなイスラームの冒瀆、に二分される (注5)。

つまり背教は、犯罪構成要件及び罰則がイスラーム法上明記され、その刑の執行がカリフ (イスラーム国家元首) の権限であるところのイスラーム法上の刑事犯罪なのである。

これらの古典法学の議論を踏まえて、「ハーディー教書」を注意深く読むと、それがUMNOであれ、国民戦線であれ、その個々の成員に対して直接に「背教宣告」を下しているのではないことが分かる。「不信仰の」の語が用いられているのは、「植民地支配の憲法を温存し、不信仰の (kafir) 体制を温存し、ジャーヒリーヤ (イスラーム以前の無明) を温存」とあるように、あく

までも「体制」なのである。

筆者とのインタビューにおけるハーディーの説明によると、この不信仰の体制とは「政教分離」、「世俗主義」を指す。またハーディーによると、この「教書」は特定の個人に対して背教の判断を下すもの(tayin)ではなく、また彼らPAS党員は宣教者(duat)であって裁判官(qudat)ではなく、この規定の適用はイスラーム学の教養を欠く無学な大衆には免除される。

「政教分離」、「世俗主義」が不信仰にあたるとは、イスラームが政治から排除され、窃盗罪の手首切断刑、姦通罪の未婚者の笞刑、既婚者の死刑、飲酒罪の笞刑、等のイスラーム法の法定刑と異なっている現行のマレーシアの法律が、前章の背教に分類の(3)言葉による背教、の(b)の「法規における背教」に該当することを意味する。

ただしこれは、ある行為範疇が背教罪の構成要件にあたるか否かの法学上の決疑論であって、特定の個人がその罪を犯したかの裁定を下す判決ではない。「宣教者であって裁判官ではない」とは、このことを意味する(注6)。「教書」の目的は、ハーディーが「これは社会に向けての、つまり特定の個人、特定の人名、某家の某氏が不信仰者である、とは名指ししない、諫言(pembetulan)である」と明言している通り、あくまでも与党の与する現行の政治体制による立法がイスラーム法上の背教罪の構成要件に該当するとの法学的判断を示すことであって、与党の個々の成員に背教者の烙印を押すことではないのである。

また「イスラーム学の教養を欠く無学な大衆には免除される」(注7)との言葉は、一般の与党の成員については、現行法への支持によって背教罪の構成要件を満たすとしても、そのことに対する無知によって違法性を阻却され、免責されるとのハーディーの立場を示している。

筆者とのインタビューにおいて、ハーディーは、マスメディアによる昨今の「ハーディー教書」に対する攻撃を、誹謗中傷であると断じ、むしろPASに背教宣告をしているのはUMNO側である、と述べた。「PASの(イスラームの教義からの)逸脱(menyeleweng)」(『ウトゥサン』3月28日)といった既述の新聞の見出しは、PASへの異端宣告であり、UMNO側こそ異端宣告を行っている、とのハーディーの告発も理由のないものではない。

また歴史的にもPAS党員がUMNO党員を背教者として殺害した、という事件は皆無であるのに対して、UMNO側は1985年3月23日に背教宣告問題を発端として党員がPAS党員オスマン・ビン・ターレブを殺害し、また同年11月19日には治安部隊による襲撃によってPAS党員イブラーヒム・リビヤら14人の民間人が殺害される事件が起きている(治安部隊側も4名死亡)。

以上、我々はUMNOに対する「背教宣告」として「ハーディー教書」を論ずるマレーシアの報道の問題性を明らかにすることができたと考える。次章では、「ハーディー教書」の思想を、現代イスラーム主義政治思想の文脈の中に位置づけることを試みよう。

## 8. 「ハーディー教書」と現代イスラーム政治思想

「ハーディー教書」の主眼は、「植民地支配の憲法」が「不信仰の(kafir)体制」、「ジャーヒリーヤ」であること、即ち、人民主権理論に基づく立法「人定法」による統治が「背教」にあたることを知らしめることにあった。

アブドゥルによると、ハーディーが1984年11月7日にトレンガヌの立法議会において「立法権をアッラーフでなく人間に与えることが悪魔の業、シルク(多神崇拜)、ジャーヒリーヤに当たることを、イブン・カシール(1373年没)、アル=ニーサーブリー(1327/8年没)、アル=アルूसィー(1854年没)のクルアーン注釈によって基礎づけ」、サイド・ハワーとアブド・アル=アズィーズ・ビン・バースの著書に依拠して背教の規定を明らかにした。

サイド・ハワーは、ハーフィズ・アサド政権との武装闘争に踏み切り数万人とも言われる犠牲者を出した1981年のハマー事件を引き起こしたシリア・ムスリム同胞団のイデオログであり、ビン・バースはサウディアラビアの最高ムフティー(1993-1999年)であり、ハーディーが留学したマディーナのイスラーム大学の当時の学長でもあった。筆者とのインタビューにおいても、ハーディーは政教分離、世俗主義が不信仰にあたることがイスラーム法学の通説であることの根拠としてビン・バースとユースフ・アル=カルダーウィー(ムスリム同胞団のイデオログ、カタル大学シャリーア学部長)の名を挙げており、ビン・バースとムスリム同胞団の直接的影響は明らかである。

この反世俗主義、反人定法論は、1950-60年代のアラブ世界におけるアラブ社会主義(ナセリズム、バース主義等)とイスラーム伝統主義王制(湾岸諸国、ヨルダン、モロッコ)とのイデオロギー闘争期に、ビン・バースの師でもあったムハンマド・アール・アル=シャイフ(1969年没、元サウディアラビア最高ムフティー)等のワッハーブ派と、ナセルに処刑されたサイド・クトゥブ(1966年没)とアブドゥル・アル=カーディル・アウダ等のエジプト・ムスリム同胞団のイデオログたち、即ちサラフィー主義諸派によって理論形成されたものであった。またイブン・カシール、アル=ニーサーブリー、アル=アルूसィーのクルアーン注釈は、いずれも古典期のクルアーン注釈であるが、これらの古典注釈(特にイブン・カシールの『偉大なるクルアーン』の注釈)への依拠もまたそれ自体、現代のサラフィー主義諸派の特徴である。

アブドゥルは、1977/8年に、ムスリム同胞団やジャマアアテ・イスラミーのような海外のイスラーム運動の影響を受けたABIM(マレーシア・イスラーム青年同盟)の活動家が入党することによってABIMの急進主義がPASに伝染したとみなしている。しかし既述のハーディーの略歴を見る限り、彼のPAS加入は60年代であり帰国後のABIM加入より遥かに早い。またハーディーより1世代上のPAS最高指導者ニウ・アズィズも既にサイド・クトゥブ等ムスリム同胞団の影響を受けており、筆者とのインタビューにおける「PASの成功の鍵は、将来の指導者育成の長期的展望にたった中東や欧米への留学生の派遣にあった」、とのハーディーの答えからも、むしろ国際

イスラーム運動との共鳴、連帯はPAS自体の選択によるものであったと考えるほうがよいように思われる。

以上、我々は「ハーディー教書」が、内容的にも系譜的にも、現代イスラーム学、イスラーム運動における反人定法論の流れを汲むものであることを明らかにした。

また「ハーディー教書」はハーディーの思想であると同時にPASの指導部の公認したPASの公式イデオロギーでもある。次章では、「ハーディー教書」を公式イデオロギーとするPASが伸長した思想史的背景の解明を試みよう。

## 9. 「背教宣告」問題の思想史的背景

アブドゥルは「背景宣告問題」は第4代カリフ・アリーに背教宣告を下し暗殺した初期イスラームの分派ハワーリジュ派出現以来の問題であるとし、近現代においては、ムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブ(1791年没：ワッハーブ派名祖)、マウドゥーディー(1980年没：ジャマーアテ=イスラミー創始者)からサイド・クトゥブ、サイド・ハワー、ファトヒー・ヤクンらムスリム同胞団のイデオロギストたち、更に「タクフィール・ワ・ヒジュラ(背教宣告と離反)団」に継承されたとする。その上でアブドゥルはマレーシアにおいてはこの問題は、先ずウラマーの間で純理論的に定式化され、次いで植民地支配勢力を対象とするようになり、最後にイスラーム・グループ(golongan Islam)自身に向けられるようになった、と整理する。

マレーのウラマーによる最初の定式化はダウド・ビン・アブド=アッラーフ・アル=ファタニー(1847年没)によるもので、彼は背教事項を以下の10項目に整理した。

(1)アッラーフに配偶者を立てる。(2)悪行を犯し続ける。(3)不正を行うかシャリーアを軽視するかでイスラームを滅ぼす。(4)イスラームへの不信によりイスラームを誤りとみなす。(5)シャリーアを軽視する。(6)信仰の喪失(gugur)を気にしない。(7)不信仰者の行為に同化しそれを選択する。(8)アッラーフの慈悲に絶望する。(9)ネクタイのような不信仰者の服装を着、それを好む。(10)礼拝を軽視し怠る(注8)。

また17世紀、18世紀のマレー系ウラマーのネットワークの精緻な研究を行ったアジュマルディ・アズラ(インドネシア国立イスラーム大学学長)によると、ダウド・アル=ファタニーのジハード思想はイスラーム国家の概念と結び付いており、「イスラーム国家(dar al-Islam)はクルアーンとハディースに基礎づけられていなくてはならず、そうでなければ不信仰国家(negara al=kufr)と呼ばれる。…それゆえイスラームからの背教(murtad)は許されないし、その逸脱を犯した者は処刑されねばならないのである。」(注9)

ダウド・アル=ファタニーは1760年代後半にはマッカ、マディーナの両聖地に移住し、マレー世界には戻らず、タイフで没したが、当地でマレー系の多くの弟子を育てた。

マレーシアにおける反植民地主義精神の高揚の発祥の地はトレンガヌであり、サイド・アブ

ド・アル=ラフマーン・ビン・ムハンマド・アル=イドリース(1917年没)とスルタン・ザイナルアービディーン 世(1918年没)の下で最高潮に達したが、両者の死後弱体化した。

1950年代になると対不信仰闘争の対象はイスラーム・グループ自体に移行する。即ち「背教宣告問題」の発生である。問題となったのは、闘争と支配のパートナーとして非ムスリムと同盟するムスリムに対する背教宣告で、当時のPASマッカ支部長アブド・アル=カーディル・アブド・アル=ムッタリブ・アル=マンディリーはこの問題を論じて『宗教と国家(Agama dan kedaulatan)』を著したが、同書は禁書となり、1955年にはトレンガヌのムフティー・ユースフ・アリー・アル=ザワウィーが、背教宣告を禁ずるファトワーを発した。

17世紀後半のイスラームの政治センターであったアチェ王国の弱体化によって、東南アジアのイスラーム研究センターは、ジャワ、バンジャル、バレンバン、リアウ、パタニに拡散し、ついでパタニから東海岸と半島北部の「マレーの地(Tanah Melayu)」トレンガヌ、クランタン、クダ、ペルリス、ピナン島に広がり、17世紀末にはトレンガヌがマレーの地のイスラーム研究の中心になった。1832年にタイの侵略によってパタニ王国が陥落すると、多くのウラマーが移住し、クランタンが「マレーの地」イスラーム研究センターとなり、「マッカのベランダ」と言われるようになった。

アジュマルディは、両世紀のマレー系ウラマーのネットワークをイスラーム世界のウラマー・ネットワークの中に位置づけ、「多くのウラマーが革新についての進歩主義的アプローチを支持したが、やがて彼らの中から、(イブン)アブド・アル=ワッハーブ(ワッハーブ派名祖)やウスマン・ダン・フォディオ(1817年没)のように自分たちの教義を受け入れようとしないムスリムに対してジハードを仕掛けるより急進的アプローチを採る一団が現れた。マレー・インドネシア地域では、先行するウラマーたちによって広められた理念はパドリ運動の中に急進的な表現を見いだした。」と結論している。

我々にとって興味深いのは、上述のダウド・アル=ファタニーが、ムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブの師ムハンマド・ハヤー・アル=スィンディーの弟子ムハンマド・アル=サンマーニーの弟子、つまり同じくムハンマド・アル=サンマーニーの弟子ウスマン・ダン・フォディオと兄弟弟子にあたり、それゆえムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブ、ウスマン・ダン・フォディオ、ダウド・アル=ファタニーの3人が全てムハンマド・ハヤー・アル=スィンディーの法統を継ぐ同門であることである。

PASの拠点は東海岸と半島北部の「マレーの地(Tanah Melayu)」であり、「ハーディー教書」の作者ハーディーはその一部のトレンガヌ州の出身であるが、マレーの地、わけてもトレンガヌは、パタニ王国のウラマーの系譜にあり、彼らパタニ・ウラマーこそ、(1)思想史的に、John O. Vollが「18世紀革新改革」と呼ぶムハンマド・ブン・アブド・アル=ワッハーブやウスマン・ダン・フォディオなどの背教宣告による対内ジハード運動を生み出した思想潮流に参加してお



り、(2)政治・社会的に現実にタイの不信者(異教徒)の侵略に対するジハードの実践者でもあったのである。

以上、我々は、トレンガヌを中心とする「マレーの地」には歴史的に、「背教宣告」と「kufur(不信仰、背教)」に対するジハードを受け入れる精神的土壌があり、それゆえ世俗主義、人定法体制に対する背教宣告を行う「ハーディー教書」がトレンガヌ出身のハーディーによって作成され、それをイデオロギーとするPASが「マレーの地」で支持を得ていること思想史的背景を理解することができたと考える。

## 結論

我々はマスメディアによる「ハーディー教書」の扱いを見た後に、ハーディーとのインタビューをイスラーム法学の古典と現代イスラーム運動の「背教宣告」論と照合して分析した。その結果、古典法学から現代イスラーム政治論における議論の発展を押さえたハーディーの議論が、UMNO、あるいはその黨員という個々の事例に対する判断ではなく現代における「背教」の構成要件の再定式を意図しており、マスメディアによる報道はその真意を曲解、歪曲するものであることが明らかになった。

PASのジハード宣言も、同様に既に20年前の「ハーディー教書」に盛り込まれているが、それは現代イスラーム法学の厳密な議論に裏付けられた政治プログラムであり、現実の武装闘争に直結しないことは歴史の証明するところである。

ハーディー教書は、直接的には1950年代以降にワッハブ派とムスリム同胞団によって発展させられた反人定法論の系譜を引くものである。我々は、反人定法論に立つワッハブ派宗教勢力が、ワッハブ派的イスラームを国教とするサウディアラビアにおいて、体制の一部として王家と共存していることを知っている。イスラーム世界では、PASのようにイスラーム国家の樹立、ウラマーの指導を綱領に掲げたイスラーム政党が野党として合法的に存在していること自体がそもそも希有な例であるため、このPASの事例は、反人定法論に立つイスラーム運動が、一定の政治的自由を与えられた場合に、人定法の憲法の体制内であって、支配権力の外部にある野党として権力と共存し得ることを示す貴重な実例を提供している。その意味で、PASの思想と行動の分析は、世界各地のイスラーム政治運動の将来を占う上でも極めて重要であるとも言えよう。

PASの政治活動の自由が許され、ウラマーの指導が徹底している限り、マレーシアのイスラーム運動が大きく「過激化」し、現実の武装闘争によるテロ活動が主流化することは考えられない。「ハーディー教書」の誤読による一般黨員の暴走、マレーシアのイスラーム主義者の反米過激化を防ぐためにも、PAS指導部がそのイデオロギーを民衆にも十分に理解させることのできるだけの十分な発言の場がテレビ、新聞などのマス・メディアにおいて与えられるよう、マレーシアにおける言論状況が改善されるべきことを指摘して本稿の結びとしたい。

- 1 . 川端隆史「国際問題から国内問題へと転化したPASの言説」JAMS News, No.22, 2002/1, 18-21頁参照。
- 2 . Dr.Abdul Rahman Haji Abdullah, *Pemikiran Islam di Malaysia*, Gena Insani Press, Jakarta, 1997, p.275
- 3 . *ibid.*, p.275.ただしハーディーの演説の一部を「教書」を編集し、「ハーディー教書」の名でPASの出版物として配布したのは当時PAS部員ウマル・ハーリドであり、ハーディー自身は事前にそれを知らなかったと言われている。cf. Fadzil Mohd Noor, 'Amanat Haji Abudul Hadi:Buktikan Di Mana Salahnya?', *Senada*, 2001, pp.10-11.
- 4 . Shihab al=Din al=Misri, *Umdah al=Salik*, Beirut-Damascus, 1985, p.359.
- 5 . al=Shafi al=Saghir, *Nihayah al=Muhtaj*, Cairo, 1967, Vol.7, pp.413-417.
- 6 . 「宣教者であって裁判官ではない」との表現は、エジプトのムスリム同胞団の第2代最高指導者ハサン・アル=フダイビーの著作の書名(Duat laa Qudat)でもあり、世界のイスラーム主義諸運動の活動家たちの間では周知のものである。

これはムスリム同胞団の反体制急進派のイデオログ・サイイド・クトゥブに対して、アル=フダイビーが、同胞団の役割は真理を明らかにすることまでであり社会や個々人の信仰に裁定を下すのは裁判官の仕事であるとして、「社会をジャーヒリーヤと断じその個々の住民について不信仰者と判定すること」に反論したものである。cf., Halah Mustafa, *al=Islam al=Siyasi fi Misr*, Markaz al=Dirasat al=Siyasiyah wa al=Istratijiyah, Cairo, 1992, p.103.

- 7 . ハーラ・ムスタファーは「無知による免責('udhr bi-jahl)」が「ジハード派イスラーム運動の諸派の間で見解の対立する最も重大な問題の一つである」として、以下のように述べている。

「ジハード団」と「イスラーム集団」はこの問題においても同一の立場を取っている。即ち、「タクフィール・ワ・ヒジュラ(背教宣告と離反)団」の説とは違い、イスラームの教えの命令や規定を知らない者は、知らずにそれに違反した場合にはその規定に対する無知により免責され、ムスリムは犯した罪によっては背教宣告されないのである(laa yukaffaru)。「イスラーム集団」の幹部たちは、『憲章』(「イスラーム集団」の綱領)の中で以下のように述べている。「罪は信仰を減ぜしめるが、完全に消滅させるわけではない。一方、『大不信仰(kufr akbar)』は信仰を無効にする。我々は、不信仰の行為を犯したムスリムといえども、その者に対して(その行為の不信仰性の)明白な証拠が示された後でない限り、その者が不信仰者で

あるとの判断は下さない。そして、それはその証明があらゆる疑念を払拭させるものであり、かつその証明をその資格がある者が行う、という条件の上である。そしてそうした証明が既になされた後に、無知によるのではなく承知の上で、また独特の解釈をしている (*mutaauwil*) のでもなく、錯誤でなく意図的に、強制されてでなく自発的に、いずれかを犯した場合にのみ、我々はその者が背教したと判断を下すのであり、それ以前にはそうはしないのである。」

Halah Mustafa, *op. cit.*, p.178.

イスラーム学の専門用語としては、クルアーン学、ハディース学、イスラーム法学、イスラーム神学、アラビア語学等のイスラーム諸学を全て修めた専門のイスラーム学者のみをアーリム(学者:ウラマーの単数形)と呼び、それ以外を全て「無学者(*jahil*)」と呼ぶ。

8 . Abdul, *op. cit.*, pp.277-279.

9 . *ibid.*, p.277.